

地方自治法は、300以上に及ぶ膨大な条文数と複雑な内容が絡み合うため、勉強するのが並大抵の苦勞では済みません。実際に、六法を開きズラッと書き連ねられている法の文言を見るだけで、戦意喪失してしまう人が後を絶たないのは、非常に残念なことです。

入門書や参考書は、ちまたに溢れていますが、文章を中心とした解説では、読者がなかなか理解できないのが実状だと思います。今までも、特に地方自治体の昇任試験を受験する方から、「わかりやすい本が欲しい」というご要望が多数寄せられてきました。

そこで当研究会では、そんな皆さんの期待にお応えするべく、満を持して本書を企画・制作し、大好評を得ています。特徴は次のとおりです。

- ① 膨大な地方自治法の全容を34項目に分けて、図表を用いて完全整理しています。
- ② 知りたいところがひと目でわかるよう、目次構成と本文デザインに工夫の限りを尽くしています。
- ③ 特に、直接請求、住民訴訟、国又は都道府県の関与などの複雑な手続については、一連の流れが把握できるように、順を追って掲載しています。

「参考書の字づらをひたすら追うことに疲れた」「もうサジを投げたい」というアナタ、本書があれば、もう大丈夫です。この本を一読するだけで、目からウロコになること請け合いです。

しかも本書は、平成26年公布・28年完全施行の総合区（長）、指定都市都道府県調整会議の設置等の指定都市制度の見直し、中核市制度と特例市制度の統合、「連携協約」「事務の代替執行」制度創設に係る地方自治法改正、さらに異議申立ての廃止等に係る行政不服審査法改正に対応すべく、全体にわたって詳細に見直しており、当研究会が地方自治法攻略の「最後の切り札」「合格へのエース」として、送り出す自信作なのです！

この1冊をフルに活用して、一人でも多くの方が「大願成就」されることを期待いたします。

平成29年5月

地方公務員昇任試験問題研究会

目次

第4次改訂にあたって	3
------------	---

本書の効果的な使い方——地方自治法の賢い勉強法	4
-------------------------	---

1 地方自治法の目的、地方公共団体の種類・名称等

地方自治法の目的	14
----------	----

地方公共団体の種類	14
-----------	----

地方公共団体における事務所の位置の設定又は変更	14
-------------------------	----

地方公共団体の名称	15
-----------	----

地方公共団体の休日	15
-----------	----

2 地方公共団体の区域

区域の変更	16
-------	----

都道府県の廃置分合・境界変更	18
----------------	----

市町村の廃置分合・境界変更	18
---------------	----

市町村の境界の調停・裁定・決定	20
-----------------	----

市町村の適正規模の勧告	21
-------------	----

市・町の要件	21
--------	----

3 事務

自治行政権	22
-------	----

国と地方公共団体の役割分担	22
---------------	----

地方公共団体の事務	23
-----------	----

都道府県・市町村の事務処理	25
---------------	----

条例による事務処理の特例	26
--------------	----

事務処理の原則	28
---------	----

事務の代替執行	28
---------	----

都と特別区の事務処理	29
------------	----

4 住民・選挙

住民の定義	30
-------	----

住民の権利・義務	30
----------	----

住民基本台帳	30
--------	----

日本国民たる普通地方公共団体の住民の権利	31
----------------------	----

5 条例・規則

自治立法権	32
-------	----

条例の制定	32
-------	----

規則の制定	34
-------	----

条例・規則の効力	35
----------	----

条例・規則の罰則	35
----------	----

6 直接請求

種類としくみ	36
--------	----

7 署名収集の諸則

請求代表者	38
-------	----

収集期間	38
------	----

収集制限期間	38
--------	----

署名の無効	38
-------	----

関係人の出頭・証言	38
-----------	----

代筆	38
----	----

署名の審査	39
-------	----

署名の効力に関する争訟	40
-------------	----

署名に関する罰則	42
----------	----

8 議会

位置づけ	44
------	----

議員	44
----	----

議会の権限	47
-------	----

議会の運営	52
-------	----

会議	56
----	----

事務局	61
-----	----

9 執行機関

事務管理・執行の責任	62
------------	----

執行機関の組織	62
---------	----

委員会・委員	63
--------	----

10 地方公共団体の長

位置づけ	64
------	----

地位	64
----	----

長の権限	65
------	----

長の担任事務	66
--------	----

長の権限の代行	66
---------	----

長の総合調整権	68
---------	----

他の執行機関との関係	69
------------	----

11 長と議会の関係

再議制度	70
------	----

不信任議決と解散	72
----------	----

長の専決処分	73
--------	----

12 長の補助機関等

副知事（都道府県）・副市町村長（市町村）	74
----------------------	----

会計管理者	74
-------	----

出納員・会計職員	75
その他の職員	76
専門委員	76
附属機関	76
支庁・地方事務所・支所等	77
行政機関	77
国の地方行政機関	77
地域自治区の設置	78
地域協議会の設置	79
13 行政委員会・委員	
設置	80
地位	80
委員会及び委員の権限に属しない事項	80
委員会等の事務委任等	80
主要な委員会等制度一覧	81
選挙管理委員会	82
監査委員	83
監査委員による監査	84
14 兼業禁止制度	86
15 兼職禁止制度	88
16 除斥制度・親族の就職禁止制度	
除斥制度	90
親族の就職禁止制度	92
17 給与その他の給付	
議員及び非常勤職員〔短時間勤務職員を除く〕	94
常勤職員及び短時間勤務職員	94
給与等の支給制限	94
出頭した選挙人その他の関係人等	94
給与等に対する審査請求	95
18 財務	
会計及び予算	96
収入	99
支出	103
決算	104
現金及び有価証券	105
時効	105
契約	106

19 財産	
財産の管理・処分	110
財産の区分	110
公有財産	111
物品	115
債権	115
基金	116
20 住民監査請求	
請求の対象	117
請求の方法	117
請求上の規定	118
21 住民訴訟	
訴訟の対象	121
訴訟期間	122
その他の規定	122
損害賠償又は不当利得返還の請求訴訟	123
22 職員の賠償責任	
対象と行為	125
賠償等の手続	127
審査請求	128
23 公の施設	
定義	129
設置・管理・廃止	129
区域外設置等	131
公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求	132
24 国又は都道府県の関与等	
関与の種類	133
関与の基本理念	134
関与の基本原則	135
技術的助言・勧告、資料の提出要求	136
事務別関与の可否	136
是正の求めの3形態	137
是正の要求	138
是正の勧告	139
是正の指示	140
代執行	141
代執行までの手続	142
処理基準	144

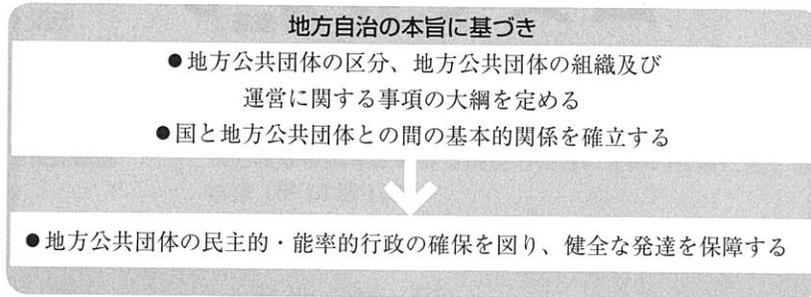
25	国又は都道府県の関与等の手続	
	関与の手続	145
	助言・勧告の方式	145
	資料提出の要求等の方式	145
	是正の要求等の方式	146
	協議の方式	146
	許認可等の基準	147
	許認可等の標準処理期間	147
	届出	148
	国による自治事務の処理	148
	国等による違法確認訴訟制度	149
26	国地方係争処理委員会	
	設置及び権限	152
	組織及び委員	152
	委員長及び会議	154
	審査手続	154
27	自治紛争処理委員	
	処理事務	158
	組織及び委員	158
	調停・審査・処理方策の提示の手続	159
28	国の関与に関する訴え	
	訴訟の対象及び期間	163
	訴訟の手順	164
	訴訟上の規定	164
29	普通地方公共団体相互間の協力	
	連携協約	165
	協議会	166
	機関等の共同設置	167
	職員の派遣	169
	組織の変更及び廃止の特例	170
30	その他の関与等	
	組織及び運営の合理化に係る関係	171
	財務に係る実地検査	171
	市町村に関する調査	172
	臨時代理制度	172
31	大都市等に関する特例	
	大都市に関する特例	173
	中核市に関する特例	179

32	外部監査契約制度	
	外部監査契約	180
	外部監査契約を締結できる者	180
	外部監査契約を締結できない者	181
	外部監査人に関する各種規定	182
	包括外部監査契約	184
	個別外部監査契約	186
33	特別地方公共団体	
	特別区	190
	地方公共団体の組合	195
	財産区	203
34	補則	
	所管知事の決定等	206
	人口の定義	206
	法定受託事務に係る審査請求	207
	過料処分についての告知	207
	違法な権利侵害の是正手続	208
	長等の失職に係る審査請求等の裁決等の手続	208
	審査の裁決期間	209
	地縁による団体	209
	特別法の住民投票	212
	相互救済事業経営の委託	213
	長・議長の連合組織	213

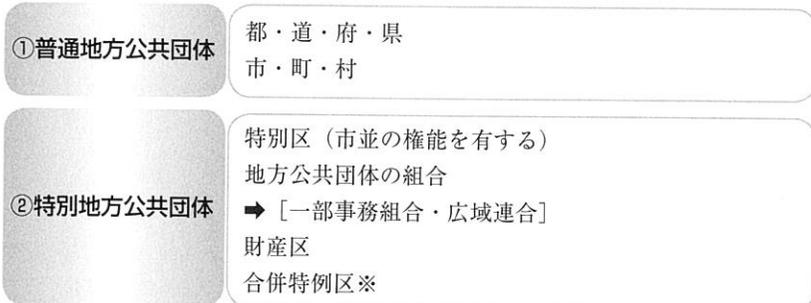
地方自治法の目的、地方公共団体の種類・名称等

本項では、そもそも「地方自治法」がどのような目的で制定されているかという出発点を確認し、地方公共団体の種類、名称、事務所など設立に関する基本ルールを整理しています。特に名称は、団体種別により異なった規定があるため、注意して覚えましょう。

地方自治法の目的 (法1条)



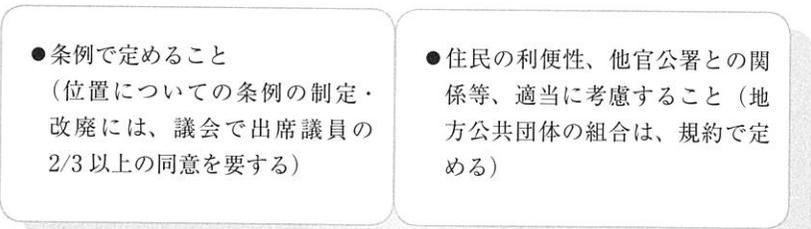
地方公共団体の種類 (法1条の3)



◎地方公共団体は、法人とする (法2条①)

※「市町村の合併の特例に関する法律」27条、31条②による

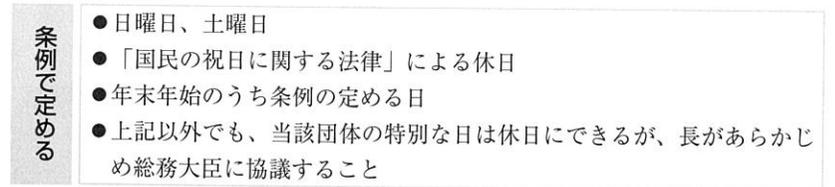
地方公共団体における事務所の位置の設定又は変更 (法4条)



地方公共団体の名称…従来の名称による (法3条①)、変更は下記の通り

区分	変更手続
都道府県 (法3条②)	法律で定める
市町村 特別区 財産区 (法3条③~⑦)	
地方公共団体の組合 (法286条ほか)	
郡 (法259条①、④)	
市町村区域内の 町又は字 (法260条①~②)	

地方公共団体の休日 (法4条の2)



◎地方公共団体から行政庁に対する申請等行為の期限が、その団体の休日に当たるとき

→ 法令に別段の定めあるときを除き、休日の翌日を期限と見なす

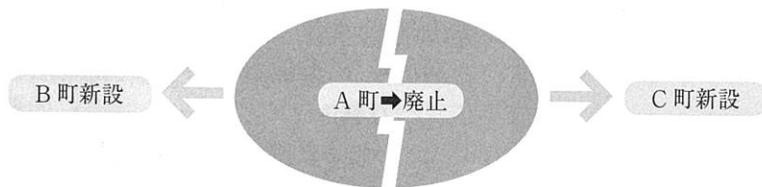
「区域」では、廃置分合、境界変更が特に重要です。これは言わば、地方公共団体同士が繰り広げる「土地の線引きドラマ」です。まずは、その種類を絵でイメージしてから、具体的な手続を流れ図で体系立てて覚えてください。

区 域…普通地方公共団体の区域は、従来の区域による (法5条①)

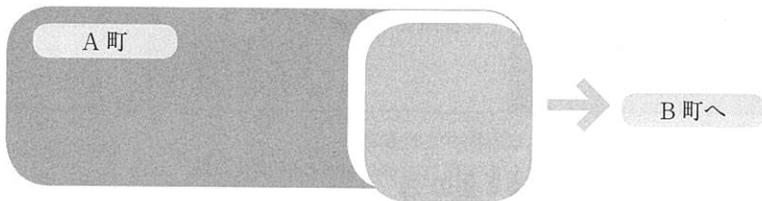
▼区域の変更

①廃置分合 (法6条、7条) …地方公共団体の設置又は廃止を伴う区域の変更 (法人格の発生又は消滅を伴う)

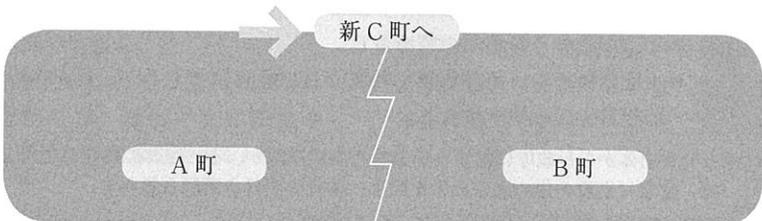
①分 割—A 町が廃止され、B 町・C 町が新設



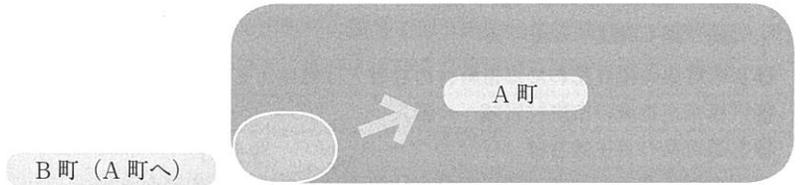
②分 立—A 町から B 町が独立・新設される [のれん分け]



③合 体—A 町が B 町と結合し、新たに C 町を新設



④編 入—A 町が B 町をのみ込む [吸収合併]



②境界変更 (法6条、7条) …地方公共団体の設置又は廃止を伴わない単なる境界の変更 (法人格の発生又は消滅を伴わない)

③所属未定地域の編入 (法7条の2)

EX ① もともと日本の領土でありながら、いずれの区域にも属さない地域

EX ② 割譲等により新たに日本の領土となった地域

EX ③ 領海外に造成された新しい島等で日本の領土に属することになったもの

いずれの都道府県・市町村の区分に属するか
内閣がこれを定める
↓
総務大臣は直ちに告示

◎ただし、利害関係のある都道府県・市町村があれば、あらかじめその意見 (要議決) を聴くこと

④新たに生じた土地の確認 (法9条の4、9条の5)

EX ①日本の領海内にできた島

市町村長は、議決を経てその旨を確認し、知事に届出をしなければならない

EX ②水面埋立てで造成された地域

知事は直ちに告示

この項は、昇任試験の頻出分野 NO.1 ではないでしょうか。ほとんどすべてが重要ですが、特に、議会の権限、議会の運営、会議がマークすべき二重丸です。議員の中では、議長に関する規定が要注意です。

位置づけ

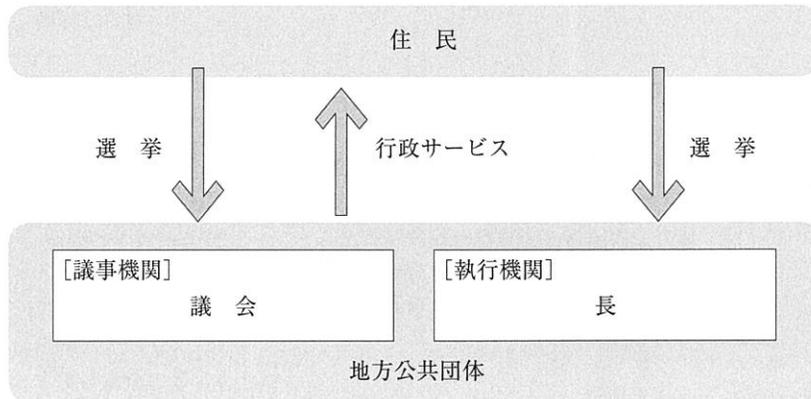
●憲法 93 条「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として、議会を設置する」→ 普通地方公共団体に議会を置く（法 89 条）

◎ただし、町村は条例により、議会を置かず、有権者から成る町村総会を置くことができる（法 94 条）→ 町村の議会に関する規定を準用する（法 95 条）

☆条例の制定など立法権だけでなく、行政作用に参与する権能も併せ持つ

地方公共団体の二元代表制

→ 議会と長のどちらも住民の直接選挙により選ばれる



議員

①定数（法 90 条①、91 条①）

●都道府県及び市町村の議会の議員定数は、条例で定める

※以前の自治法では、都道府県・市町村ともに、その人口に比例した上限値が定められていたが、平成 23 年の改正で撤廃された

[各種規定]

項目	取扱い
議員定数の変更 (法 90 条②、91 条②)	一般選挙の場合でなければ不可
都道府県の自主的合併 (法 90 条③～⑦)	①著しく人口の増加があった都道府県は、議員の任期中でも定数増加が可 ②設置関係都道府県 →協議（要議決）により、あらかじめ新たに設置される都道府県の議員定数を定めること →直ちに告示 = 新たに設置される都道府県の条例で定められたものと見なす
市町村の廃置分合 又は境界変更 (法 91 条③～⑥)	①著しく人口の増減があった市町村は、議員の任期中でも定数増減が可 ②定数を減少した場合、現職議員数とその減少した定数を超えているとき →当該議員の任期中は、その数をもって定数とする（議員に欠員が生じたら、これに応じ、その定数は減少した定数に至るまで減少する） ③市町村の設置を伴う市町村の廃置分合の場合 →設置関係市町村が 2 以上なら協議（要議決）、1 なら議決を経て、あらかじめ新たに設置される市町村の議員定数を定めること →直ちに告示 = 新たに設置される市町村の条例で定められたものと見なす